

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武ストア白岡店

埼玉県白岡市小久喜千百十八番地一、千百十九番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

関口産業株式会社 代表取締役 関口勉

埼玉県白岡市小久喜千百十五番地一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十六年九月三十日